

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務プロポーザル実施要領

1 主旨

本プロポーザル実施要領は、SNSを活用した伊豆の情報発信強化事業を委託するに当たり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務(以下「当該業務」という。)

(2) 目的

伊豆半島地域への来遊客は、およそ55%が50代以上であり、2回目以上のリピート率はおよそ70%と高い水準を誇っている。将来的に見ると現在の主要顧客であるシニア層の老齢化による外出機械の減少に伴い、伊豆地域への来遊客が減少し主幹産業である観光業の衰退が見込めることから、次代のリピーターの獲得が必須となる。ついては、次代のリピーターとなり得る国内の若年層を主なターゲットと定め、伊豆地域の魅力を、SNS (Instagram、Twitter 等)を活用して発信することで、認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。また、SNSのデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や配信方法について改善し、リーチ数(閲覧者数)やフォロワーの増加を目指すことも目的とする。

(3) 業務内容

「SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務委託仕様書」による

(4) 委託業務期間

契約日から令和5年3月24日(金)まで

(5) 委託上限額

2,500千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 静岡県及び(一社)美しい伊豆創造センター構成市町において、建設工事等の指名停止、指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (6) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 質問の受付及び回答

実施要領等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月8日(月)～令和4年8月17日(水)午後5時

(2) 提出方法

質問書^{様式1}により作成の上、事務局((一社)美しい伊豆創造センター)へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和4年8月24日(水)に(一社)美しい伊豆創造センターのホームページ(<https://office.b-izu.com/bid/>)で公表します。

5 提案書等の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 実施要領等の配布

令和4年8月8日(月)から実施要領を(一社)美しい伊豆創造センターのホームページ(<https://office.b-izu.com/bid/>)に掲載します。様式は必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 作成要領

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務プロポーザルに関する企画提案書等作成要領^{別紙1}(以下「作成要領」という。)を参照してください。

(4) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和4年8月8日(月)～令和4年9月1日(木)午後5時

② 提出書類及び提出部数

作成要領記載の参加表明書(様式2)、誓約書(様式3)、会社概要(様式4)、及び業務実績書(様式5)を作成し、様式2及び様式3は各1部、様式4、様式5、についてはA4で各10部提出してください。A3となる場合にはA4になるよう綴じ込んでください。

企画提案書は平等を期すため、文字の級数は12ポイント以上、40ページ以内とします。なお、提出書類の内容が後記10の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③ 提出先

(一社)美しい伊豆創造センター事務局
〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺838-1

④ 提出方法

ア 持参、郵送又は宅配便とします。(持参する場合は平日午前9時から午後5時までに
限ります。)

イ 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。宅配便の場合
は締切日必着とします。

ウ 郵送又は宅配便の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、受
領書送付用として宛名を明記し84円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。

⑤ 提出された応募書類の取扱い

ア 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うこ
とがあります。

イ 提出された応募書類は一切返却しません。

ウ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、業務委託先として
選定された参加者の提出書類については、委託者が必要と認める場合には、その一
部又は全部を無償で使用できることとします。

エ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第
三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うもの
とします。

6 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時(予定)

令和4年9月12日(月) ※詳細については別途通知します。

(2) 実施場所は別途通知します。

(3) 出席者は3名以内とします。

(4) プレゼンテーションにおける、各社の持ち時間はおおむね40分です。そのうち説明時間は3
0分程度とし、残り時間は質疑応答等とします。各プレゼンテーション間に10分間のインターバ
ルを設けるものとします。

なお、説明は企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターの
使用は可能です。提出した資料の説明用画面等として使用してください。パソコンは提案者側
で用意してください。プロジェクター及びスクリーンは委託者で用意します。

7 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、審査会において採点した結果に基づき、協議した上、当該業務の第一契約者候補、次点契約者候補を選定します。

なお、応募者多数の際にはプレゼンテーション前に書類審査を実施する場合があります。書類審査を実施する際にはその旨を連絡させていただきます。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、令和4年9月16日(金)(予定)に応募者に通知するほか、(一社)美しい伊豆創造センターのホームページで公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

8 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。(180点満点)

評価項目		評価採点基準	配点
提案内容	1	事業の目的、主旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか。	25
	2	SNS等による情報発信の手法、内容、拡散計画	20
	3	伊豆半島の観光素材・地域素材の特色を理解した上で企画提案がなされているか。	15
	4	幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画となっているか。	15
	5	短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれる内容となっているか。	20
	6	契約終了後でも事務局にて運営できる体制が検討されているか。	15
	7	目標KPIが適切に設定されているか。また、測定結果を踏まえた適切な分析を行うことが見込まれるか。	20
業務遂行能力	8	実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。	15
	9	業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。	15
経費積算の妥当性	10	提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10
実績	11	提案者は過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	10
合 計			180

9 日程

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和4年8月8日(月) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和4年8月17日(水)午後5時 |
| (3) 質問書の回答 | 令和4年8月24日(水) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和4年8月8日(月) ~ 9月1日(木)午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和4年8月8日(月) ~ 9月1日(木)午後5時 |
| (6) 提案者プレゼンテーション | 令和4年9月12日(月) |
| (7) 審査結果の公表(予定) | 令和4年9月16日(金) |
| (8) 契約締結(予定) | 令和4年9月22日(木) |

10 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続の過程で、前記3の参加資格に抵触することがあきらかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格を超過しているとき。

11 契約の締結

- (1) 委託者は、最も評価が高い者を本事業業務委託の第一契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 第一契約候補者が前記10の失格条項に該当すると認められた場合又は委託者と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点契約者候補者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、前記3の参加資格の要件をみたさなくなった場合又は取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結日の日から令和5年3月24日までを予定しています。

12 その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とし

ます。

(3) プロポーザル参加表明後に、辞退される場合は、プロポーザル参加辞退届(様式8)を提出してください。

(4) 提出書類の詳細は、作成要領(別紙1)をご覧ください。

13 問い合わせ先

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺838-1

(一社)美しい伊豆創造センター (担当) 佐藤

TEL : 0558-72-0280

FAX : 0558-72-1355

E-mail : ida@beautiful-izu.jp